日本語教育機関の告示基準	別科の現状等	別科基準の検討の方向性	実態把握が必要な事項
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準について、文部科学省高等教育局及び文化庁に意見を聴いた上で、次のとおり定める。			
(新たに定める際の基準) 第一条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省 令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定め る件(平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。)別 表第1の1の表に新たに日本語教育機関を掲げるときは、文部科学大臣 の意見を聴いた上、次の各号のいずれにも該当することを確認して掲げ るものとする。		(3)本基準の対象となる 別科、日本語予備教育を行 う課程の範囲を定める必 要。	教育課程における日本 語教育 入学の要件(日本語能 カ、学歴) 修了時の日本語能力の 目標
[名称] 一 名称が、日本語教育機関として適当なものであり、かつ、留学告示に掲げる日本語教育機関の名称(名称を変更した機関にあっては変更前の名称を含む。)と同一又はこれと紛らわしいものでないこと。		(1)同様の規定を設ける。 (名称は適当なものとする 旨の規定)	日本語予備教育を行う 課程の名称
[学則] 二 次の事項について学則を定めていること。 イ 修業期間,学期及び授業を行わない日に関する事項 ロ 教育課程,授業日数及び授業時数に関する事項 ハ 学習の評価並びに進級及び課程修了の認定に関する事項 ニ 定員及び教職員に関する事項 ホ 入学,退学,転学,休学及び修了に関する事項 へ 授業料,入学料,教材費その他名目のいかんを問わず生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払及び払戻しに関する事項 ト 賞罰に関する事項 チ 寄宿舎がある場合には,寄宿舎に関する事項 リ その他日本語教育機関の運営に関して必要な事項		(3) 同様の規定を設けるが、これに加えて以下について盛り込む。 ・本基準の対象の判断に係る情報 ・複数箇所に置く場合は、それぞれの定員	
[設置者] 三 設置者が、次のいずれにも該当する者であること(設置者が国又は地方公共団体である場合を除く。)。 イ 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。 ロ 設置者(法人の場合にあっては、当該日本語教育機関の経営を担当する役員)が日本語教育機関を経営するために必要な識見を有すること。		(2)設けない。 (学校法人、国立大学法人 ともに要件を満たしている と考えられるため。)	

	1		
四 設置者が、次のいずれにも該当していないこと。 イ 他の日本語教育機関であって次に掲げるものの設置者(法人の場合にあっては、その代表者又は日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。以下この号において同じ。)又はその設置者であった者 (1) 次条第1項各号のいずれかに該当するものとして留学告示別表第1の1の表から抹消され、当該抹消の日から5年を経過しない日本語教育機関 (2) 閉鎖以外の事由により、留学告示別表第1の1の表、別表第1の2の表若しくは別表第2から抹消され、又は出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件(平成29年法務省告示第362号。以下「改正告示」という。)の施行前に改正告示による改正前の留学告示別表第1から第3までから抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない日本語教育機関((1)に該当するものを除く。) ロ 他の日本語教育機関であって、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者又はこれに加担した者	大学の設置等の認可申請に おいて虚偽等の不正があっ た場合は、最大5年間認可 しないこととしている。	(1) 抹消された場合について、同様の規定を設ける。	
ハ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者 ホ 禁錮以上の刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第73条の2,第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 へ 授与されている免許状が教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項(第2号又は第3号に係る部分に限る。)の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 ト 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 チ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者リ暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	学校教育法第9条に校長、 教員の欠格事由が定められ ており、私立学校法により 学校法人の役員にも準用さ れている。	(2) 設けない。 (ただし、入管法に関する ことについて、同様の規定 を設ける。)	
ヌ 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは入管法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を		(1)同様の規定を設ける。	

唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者 ル 入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者 ヲ ヌ又はルに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者 ワ 法人であって、その役員のうちにイからヲまでのいずれかに該当する者があるもの			
五 設置者が、日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。		(2)設けない。 (大学の一組織として置か れるものであることから。)	
「教育課程」 六 教育課程が、次のいずれにも該当していること。 イ 修業期間が1年以上(専修学校又は各種学校において教育を受けよ うとする者を対象とするものである場合その他特に必要と認める事情 がある場合には、6か月以上)であること。 ロ 修業期間の始期が、年2度以内(やむを得ない理由がある場合には、 年4度以内)の範囲で定められており、定めた始期以外の時期におけ る入学者の募集を行わないこと。 ハ 教育課程が大学、専修学校その他の教育機関に進学することを目的 としたものである場合には、修業期間の終期が当該教育機関の入学時 期を勘案して適切に定められていること。			
二 修業期間 1 年当たりの授業期間が、定期試験等の期間を含め、35週にわたること。 ホ 修業期間 1 年当たりの授業時数が 7 6 0 単位時間以上であること。 へ 1 週間当たりの授業時数が 2 0 単位時間以上であること。 ト 授業の 1 単位時間が 4 5 分を下回らないこと。 チ 授業はおおむね午前 8 時から午後 6 時までの間に行われること。		(3)実態や在留管理上の 要請を踏まえて検討する。	年間授業週、授業時数、 週あたり授業時数
リ 授業科目が、専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められ るものであること。		(1)同様の規定を設ける。	
〔生徒数〕 七 生徒の定員について、教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数(開設時にあっては、100人を超えない範囲内で、これらの条件に応じた適切な数)を定めていること。		(1)同様の規定を設ける。	
八 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないことと していること。	別科の定員増は、届出によ り行うことができる。	(3)何らかの規定を設ける。	

イ 増員する人数が増員前の定員の5割以内であること。 ロ 増員前の時点において、定員のおおむね8割以上の生徒が在籍していること。 ハ 過去1年以内に増員を行っていないこと(1年以内に再び増員することについて合理的な理由がある場合を除く。)。 ニ 地方出入国在留管理局から、増員前1年以内に、適正校(留学の在留資格に係る在籍者の数に対する、不法残留者の数、在留期間更新許可申請が不許可(修学状況の不良等在留実績に関するものに限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可をもの通知を受けたものを含む。)となった者の数、在留資格を取り消された者の数人である場合は、当該者の合計数が1人)を超えていなもの、入留法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切である場合は、当該者の合計数が1人)を超えていたの、入管法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切であると認められる事情がないものとして出入国在留管理庁がいるとと。		
九 日本語の授業は、同時に授業を受ける生徒数を20人以下として行うこと。	(3)実態を踏まえて検討する。	ークラスあたりの学生 数
 〔校長,教員,事務職員〕 十校長が,次のいずれにも該当すること。 イ日本語教育機関の運営に必要な識見を有し,かつ,教育に関する業務に原則として5年以上従事した者であること。 ロ他の日本語教育機関の校長を兼ねる場合には,それぞれの日本語教育機関に副校長(前記イを満たす者に限る。)を置いていること。ただし,隣地に立地する日本語教育機関の校長を兼ねる場合は,この限りでない。 	(2)設けない (大学の一組織として置 かれるものであることか ら。)	
十一 3人以上,かつ,生徒の定員20人につき1人以上の教員(校長が教員を兼ねる場合は,校長を含む。以下同じ。)が配置されていること。十二 2人以上,かつ,生徒の定員40人につき1人以上の教員が,専任教員(当該日本語教育機関において開設される授業を行うことを本務としている教員をいい,二つ以上の日本語教育機関において同時に専任の教員になることはできない。以下同じ。)であること。	(3)実態を踏まえて検討する。 定員は「収容定員」とする。	
十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。 イ 大学 (短期大学を除く。以下この号において同じ。) 又は大学院に おいて日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、 かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者 ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位 以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了し た者	(3)実態を踏まえて検討する。	教員の要件(日本語教育担当)

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定 試験に合格した者 ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と 認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者 ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められ る者			
十四 教員の1週間当たりの授業担当時間数が、その指導経験及び当該日本語教育機関における職務内容の状況に応じて定められ、かつ、25単位時間を超えていないこと。		(3)実態を踏まえて検討する。	教員の1週間あたりの 担当時間数
十五 次のいずれにも該当する専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定めていること。 イ 教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び能力を有すること。 ロ 留学告示別表第1の1の表若しくは別表第1の2の表、別表第2又は別表第3に掲げる日本語教育機関の常勤の日本語教員として3年以上の経験を有する者であること。		(3)教育課程編成を担当 する教員を置くことについ て規定を設ける。	
十六 生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えていること。		(1)同様の規定を設ける。	
十七 校長、教員、事務局の事務を統括する職員及び生活指導担当者が、 第4号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。		(1)同様の規定を設ける。	
〔点検・評価〕 十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次 に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1 回以上行うこととしていること。 イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。 ロ 結果を公表すること。	学校教育法109条で、自 己点検・評価、認証評価に ついて定められている。	(1)同様の規定を設ける。 (別科等の状況について自 己点検・評価を行うことと する。)	
[施設・設備(校地・校舎,教室等)] 十九 同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を 営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上 適切なものであること。 二十 教育の目的を実現するために必要な校地及び校舎を備えているこ と。		(2)設けない。 (大学の施設設備を使用し て行われるものであること から。)	
二十一 校地が設置者の所有に属すること。ただし、次のイから二までのいずれかに該当する場合はこの限りでない。 イ 校地(設置者の所有に属する部分を除く。)が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合そ			

の他譲渡できない特別な事情がであって、校舎の八本さいの他譲渡できない特別な事情がである場合であって、校舎の人ときは、校舎の所有者と異なるときは、校舎の所有者と異なるときは、校舎の所有者と見して適法に受け用で使用である場合である。事業をある。以下をして、政の開始以降では、ないことがである。以下をななに、大が設置である。ときないのの開始以降では、ないことがである。という。は一種である。という、ないのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのである。の所有(当話校地のの所有)は、大きのである。の所有(当話校地のの所有)は、大きのである。の所有(当話校地のの所有)は、大きのである。のである。のである。のである。のである。のでは、大きのでは、大きののでは、大きないは、大きないは、いは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、いは、いは、は、いは、は、は、いは、は、いは、は、いいは、いは、いいは、は、いいは、いいは、は、いいは、いは、		
二十三 複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、3か所以内であり、 かつ、各校舎が相互に徒歩約10分以内の位置にあること。	(2)設けない。	
二十四 校舎の面積が、115平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2、3平方メートル以上であること。	(3)面積、必要施設等に 係る何らかの規定を設け	

二十五 校舎に教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設が設けられていること。 二十六 教室の面積が、当該教室で同時に授業を行う生徒一人当たり1.5平方メートルを下回らないこと。 二十七 教室が、地下にあり又は窓のない教室(地下に設けられた建築基準法(昭和25年法律第201号)第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造及び設備を有する地下の教室を除く。)ではないこと。		ঠ 。	合は、校地校舎の詳細
二十八 教室に机,椅子,黒板その他の授業に最低限必要な設備を備えていること。 二十九 校舎内に,生徒数などに応じ,必要な種類及び数の視聴覚教育機器,図書その他の設備を設けていること。		(1)同様の規定を設ける。	
〔健康診断〕 三十 入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに 健康診断を行うこととしていること。	正規生については、学校教 育法第 1 2 条に定められて いる。	(1)同様の規定を設ける。 (健康診断を行うこととす る。)	
「入学者の募集」 三十一 入学者の募集に当たり、入学を希望する者(以下「入学希望者」という。)に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。イ 教育課程の種類及び内容ロ 入学金、授業料、教材費その他名目のいかんを問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期、支払方法及び払戻し条件ハ 校舎の所在地、概要及び立地条件ニ 沿革及び実績ホ 設置者及び校長の概要へ入学の条件及び入学者の選考方法ト 寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料チ 在籍中の就労は、原則として週28時間(学則で定める長期休業期間中は、1日8時間)の範囲内で、地方出入国在留管理局長の許可を受けた場合に限って許されること。リ 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項		(1)同様の規定を設ける。	
[入学者選考] 三十二 入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認することとしていること。 三十三 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者その他の留学の準備		(1)同様の規定を設ける。	入学時に求める日本語 能力の要件

に関与する者(以下「仲介者等」という。)に支払い又は支払うことを 約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、記録することと していること。 三十四 不適切な仲介者等が関与している場合には、その入学希望者の入 学を認めないこととしていること。 三十五 入学を申請した者から提出を受けた書類、第33号の記録、入学 者の選考のために行った試験、面接、調査等の記録その他入学者の選考 の過程を明らかにする記録を、書面又は電磁的記録をもって、申請に係 る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとし ていること。		
「在籍管理」 三十六 個々の生徒の単位時間の記録を当またとのののでからのででは、当該出欠の記録を当るととしているま単位時間がなくなってを経過するまで保存するととしているまりがなくという。以下には、当該記録を当るととしているまで保存するとののには、当該記録を当るととしているまで、なってが退失されて、おりに、当該記録を当るととのでは、は、当該記録を当るととのでは、は、当該記録を当るととのでは、は、当該記録を当るととのでは、は、当該記録を当るととのでは、は、当該記録をするととのでは、は、なってが退失に、当該記録をするととがでは、なってが退失に、当該記録をするととは、ことは、は、のの出域をするととは、当該記録をするととは、これの出のでは、当該記録をするととは、これの出のでは、当該記録をするととは、これの出のでは、当該記録をするととは、これの出のでは、当該記録をするととに、当該記録をするととは、これの出のでは、当該記録をするに、当該記録をするととは、これの出のでは、当該記録をするととは、これの出のでは、当該とに、当該記録を行いては、当該とに、当該には、当びには、当びには、当びには、当びには、当びには、当びには、当びには、当び	(3)各大学で適切に管理することについて、在籍管理通知との兼ね合いを踏まえ検討。	
〔禁止行為〕 四十一 職業安定法(昭和22年法律第141号)上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、か	(2)設けない。	

つ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。 「地方出入国在留管理局への報告〕 四十二 学則、教育課程、生徒の定員、設置者(法人の場合にあっては、その代表者及び日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。)、校長、教員、事務局の事務を統括する職員、校地又は校舎について変更があったときは、その変更内容を速やかに地方出入国在留管理局に報告することとしていること。	(1) 各別科等の規程の変 更があった場合の報告につ いて、何らかの規定を設け る。
四十三 地方出入国在留管理局から、この基準への適合性その他運営の状況について点検を行うよう求められたときは、速やかに点検を行い、その結果を地方出入国在留管理局に報告することとしていること。	(1) 求めがある場合の報告や資料の提示について盛り込む。
四十四 各年度の課程修了の認定を受けた者(留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。以下同じ。)のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数、日本語能力に関し言語のためのヨーロッパ共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages:Learning, teaching, assessment)(以下「CEFR」という。)のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により記明された者の数及び当該者の合計数について、修業期間の終期の翌年度の6月末までに地方出入国在留管理局に報告し、公表するとともに、当該合計数が各年度の課程修了の認定を受けた者のととしていること。ただし、各年度の課程修了の認定を受けた者には、各年度の課程修了の認定を受けた者には、各年度の課程修了の認定を受けが退学した者(留学の在留資格をもって在留していた、今であって、大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者又はCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者のいずれかに該当することが確認できたものについては、これを含むこと。	(1)修了者の状況の公表について何らかの規定を設ける。 各年度修了者数 進路(進学(同一大学、別大学、専修学校)、 就職、帰国、その他) 外部試験の受験状況
四十五 この基準への4月1日時点における適合性について,点検を行い, その結果をその年の6月末までに地方出入国在留管理局に報告(適正校 である旨の通知を3年間連続して受けている機関(設置者の変更に係る 承認を受けた日から通算して1年を経過していない機関を除く。)にあ っては前回の地方出入国在留管理局への報告から3年後の6月末までに 直近の点検結果を報告)するとともに、確認に使用した資料を報告から 少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。	(1) 定期点検と報告について、何らかの規定を設ける。

四十六 全ての生徒(留学の在留資格をもって在留する者に限る。以下この号において同じ。)の6か月間の出席率(4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年の3月31日までの期間に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいい、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間以降のものに限る。以下同じ。)及び当該期間における個々の生徒ごとの月単位の出席状況について、それぞれの期間の経過後3か月以内に地方出入国在留管理局に報告することとしていること。	(3) 在籍管理通知を踏まえて検討する。
四十七 地方出入国在留管理局の求めがあったときは、第31号、第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあった内容又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示することとしていること。	(1)同様の規定を設ける。
〔その他運営体制〕 四十八 前号までに定めることのほか、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していること。	(1)同様の規定を設ける。
2 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、前項第3号口、第4号(イ、二及びリからワまで(ワについてはイ、二及びリからヲまでに係るものに限る。)を除く。)、第6号リ、第10号、第12号(同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。)、第13号から第22号まで、第24号から第29号まで並びに第48号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。 3 前項に規定する日本語教育機関以外の日本語教育機関については、第1項第3号口、第4号(イ、二及びリからワまで(ワについてはイ、二及びリからヲまでに係るものに限る。)を除く。)、第6号リ、第10号、第12号(同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。)、第13号から第18号まで並びに第48号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。	(2) 設けない。
(抹消の基準) 第二条 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、次の各号のいずれかに該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でないと認められる場合には、当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。 一 学則又は前条第1項第5号、第8号、第18号及び第30号から第47号までに係る誓約を遵守していないとき。 二 前条第1項各号のいずれかに該当していないとき。 三 全ての生徒(留学の在留資格をもって在留する者に限る。)の6か月間の出席率の平均が7割を下回るとき。 四 一暦年中に入学した者(留学の在留資格をもって在留する者に限る。)の3割以上が、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ったとき。	(3) 抹消基準として、準備教育課程の基準も参照しつ、何らかの規定を設ける。 (例) ・基準に適合しなくなった場合 ・定員を著しく超過して学生を受け入れている場合・必要な届出等が行われていない場合、求められた資料を提出しない場合・修了者の日本語能力等

五 地方出入国在留管理局から、適正校ではない旨の通知(令和2年1月1日以降の通知に限る。)を3年間連続して受けたとき。 六 各年度の課程修了の認定を受けた者のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数及び日本語能力に関しCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数の合計数の割合が、3年間連続して7割を下回るとき。 七 日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき。 八 生徒に対し、人権侵害行為を行い、又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。		
2 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、同表からの抹消を求めるとき、当該日本語教育機関を閉鎖したとき又は在籍する生徒がいない状態が1年以上継続しているときは、当該日本語教育機関を同表から抹消することができる。	(1)同様の規定を設け	িক :
附則	令和 年までに、基準性の確認を受けることいて規定する。 その他必要な経過措置ける。	こつ